

## 令和元年度森林・林業白書の作成方針（案）

### 1. 白書の構成

#### （1）「令和元年度森林及び林業の動向」

##### （ア）トピックス

白書の冒頭で、令和元年度における森林・林業に関する特徴的な動きを抜粋して紹介・解説する。

##### （イ）特集章

第Ⅰ章を特集章とし、特定のテーマについて詳細な分析等を行う。

##### （ウ）通常章

第Ⅱ章以降は、「森林の整備・保全」、「林業と山村（中山間地域）」、「木材産業と木材利用」、「国有林野の管理経営」、「東日本大震災からの復興」の章立てとし、森林・林業全般について現状・課題の分析等を行う。

#### （2）「令和元年度に講じた森林及び林業施策」、「令和2年度に講じようとする森林及び林業施策」

現行の「森林・林業基本計画」（平成28年5月閣議決定）を踏まえた項目立てとする。

### 2. 特集章のテーマ

持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まる中、SDGsを本業に取り込み、ビジネスを通じた社会貢献活動に取り組んでいる企業が出てきている。森林・林業の領域においても、これまで関わりのなかった企業から、林業・木材産業関係者との協働や森林空間を活用した新規ビジネス創出への期待が高まっている。

また、これまで林業を担ってきた山村においては人口が減少し、林業の担い手不足だけでなく地域の持続可能性自体が問題となっているが、従来の林業・木材産業の枠組みを超えて協働し、活力を取り戻そうとする動きもみられ始めている。

これを受けて、「令和元年度森林・林業白書」の特集章のテーマを「SDGsに貢献する森林・林業・木材産業（仮称）」とし、森林に関わる様々な取組をSDGsの目標に関連づけながら紹介し、森林に関わるSDGsの取組の気運を高め、さらに取組を広げていくこととする。具体的には、林業・木材産業だけでなく、観光、健康、教育等の森林に関する取組を事例を交えて提示する。また、これらの森林を利用する需要側から見た森林・林業の意義・課題を整理することとする。

### 3. 今後の予定

今回を含め計3回の施策部会で検討を重ねていただき、林政審議会での諮問・答申を経て、来年5月の閣議決定・公表を目指す。（別添）

（以上）

令和元年度森林・林業白書のスケジュール（案）

- 本年9月5日 第1回施策部会  
・作成方針（案）の検討
- 11月 第2回施策部会  
・令和元年度森林及び林業の動向  
（構成（案）、主要記述事項（案））
- 来年2月 第3回施策部会  
・令和元年度森林及び林業の動向（原案）  
・令和2年度森林及び林業施策（原案）
- 4月 林政審議会  
・令和元年度森林及び林業の動向（案）  
・令和2年度森林及び林業施策（案）  
（諮問・答申）
- 5月下旬～6月上旬 閣議決定・国会提出・公表

(参考 1)

◎森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）（抄）

（森林及び林業の動向に関する年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、森林及び林業の動向並びに政府が森林及び林業に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る森林及び林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、林政審議会の意見を聴かなければならない。

## これまでの森林・林業白書（林業白書）の特集について

年度	テーマ名
昭和 47年度	国民生活と森林・林業、国有林野事業の課題
48年度	森林資源をめぐる課題
49年度	林業の発展と山村地域の課題
50年度	林業の発展と林家の課題
51年度	林業の地域的発展をめぐる課題
52年度	木材需給と林業発展の課題
53年度	林業の発展と森林資源の整備をめぐる課題
54年度	地域林業の担い手育成をめぐる課題
55年度	木材需給構造の変化と流通加工部門の対応
56年度	林業経営の現状と林業発展の課題
57年度	森林管理の現状と緑資源確保の確保
58年度	林政の推進と国有林野
59年度	国産材時代への挑戦
60年度	森林資源整備の新たな展開を目指して
61年度	試練にたつ日本林業とその活力回復に向けて
62年度	新たな林業技術体系の構築
63年度	豊かな国民生活のための森林づくり
平成 元年度	国民のニーズにこたえる木材の供給と国内森林資源の有効活用
2年度	森林管理とその担い手のあり方
3年度	森林の管理と山村の活性化
4年度	地球環境を守る森林・林業
5年度	森林と木の時代を目指して
6年度	森林文化の新たな展開を目指して
7年度	林業、木材産業の活性化に向けて
8年度	木材の消費・流通構造と国産材供給の課題
9年度	国有林野事業の抜本的改革
10年度	木材の利用推進と森林の適切な整備
11年度	世紀を超えた森林整備の推進
12年度	これまでの林政の推移と新たな基本政策の方向
13年度	森林と国民との新たな関係の創造に向けて
14年度	世界の森林の動向と我が国の森林整備の方向
15年度	新たな「木の時代」を目指して
16年度	次世代へと森林を活かし続けるために
17年度	国民全体で支える森林
18年度	健全な森林を育てる力強い林業・木材産業を目指して
19年度	林業の新たな挑戦
20年度	低炭素社会を創る森林
21年度	林業再生に向けた生産性向上の取組
22年度	木材の需要拡大ー新たな「木の文化」を目指して
23年度	東日本大震災からの復旧・復興に向けて
24年度	森林・林業の再生と国有林
25年度	森林の多面的機能と我が国の森林整備
26年度	森林資源の循環利用を担う木材産業
27年度	国産材の安定供給体制の構築に向けて
28年度	成長産業化に向けた新たな技術の導入
29年度	新たな森林管理システムの構築
30年度	今後の森林の経営管理を支える人材 ～森林・林業・木材産業にイノベーションをもたらす！～

注：特集は昭和47年度から掲載

## 森林・林業白書の特集の内容（過去10年）

年度	テーマ名・内容
平成21年度	<p><b>【林業】林業再生に向けた生産性向上の取組</b>  <u>林業の生産性向上に向けた取組の現状と課題、今後の方向性等について記述。</u></p>
22年度	<p><b>【木材】木材の需要拡大—新たな「木の文化」を目指して</b>  <u>木材需要拡大の背景とこれまでの取組を整理。公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出の3点に焦点を当てて、最新の動向について記述。</u></p>
23年度	<p><b>【震災復興】東日本大震災からの復旧・復興に向けて</b>  <u>東日本大震災による森林・林業・木材産業の被害状況・復旧状況を紹介。海岸防災林の復旧・再生、木材の活用、エネルギー安定供給に向けた木質バイオマスの活用、原子力災害からの復興について記述。</u></p>
24年度	<p><b>【森林・林業】森林・林業の再生と国有林</b>  <u>森林・林業の再生に向けて進めている取組を整理。国有林野事業の今後の展開方向について紹介。</u></p>
25年度	<p><b>【森林】森林の多面的機能と我が国の森林整備</b>  <u>森林の多面的機能の発揮に果たす森林整備の役割について記述。我が国の森林整備を巡る歴史を振り返り、森林整備推進のために関係者が果たすべき役割など今後の課題を整理。</u></p>
26年度	<p><b>【木材産業】森林資源の循環利用を担う木材産業</b>  <u>木材産業の役割と概要等について記述。我が国の戦後の木材需給の変遷と木材産業の対応を振り返り、木材産業をめぐる最近の動向と将来に向けて取り組むべき課題を整理。</u></p>
27年度	<p><b>【林業】国産材の安定供給体制の構築に向けて</b>  <u>人工林資源の充実や国産材需給の現状について分析し、国産材の安定供給体制の構築に向けた取組の現状や今後の課題について、「原木の供給力の増大」と「木材等の需給情報の共有と原木供給のとりまとめ」に分けて整理。</u></p>
28年度	<p><b>【技術導入】成長産業化に向けた新たな技術の導入</b>  <u>林業の成長産業化を図る上で基礎となる新たな技術について、「林業の生産性向上のための技術」「情報通信技術（ICT）の活用」「木材需要の拡大に向けた技術」「花粉の発生を抑える技術」の4つに分けて、導入状況やその成果と課題等を整理。</u></p>
29年度	<p><b>【制度】新たな森林管理システムの構築</b>  <u>意欲と能力のある林業経営者への林業経営の集積・集約化と、経済ベースに乗らない森林の管理を市町村が進める「新たな森林管理システム」の構築の方向性について、我が国林業の構造的な課題を欧州の代表的な林業国であるオーストリアとの比較により明らかにしながら記述。</u></p>
30年度	<p><b>【人材】今後の森林の経営管理を支える人材～森林・林業・木材産業にイノベーションをもたらす！～</b>  <u>林業の成長産業化と森林の適切な経営管理に不可欠である人材に着目して、林業経営体や林業従事者の動向や課題を整理しつつ、森林・林業・木材産業におけるイノベーションの必要性や個々のイノベーション事例について記述。</u></p>

## 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2030アジェンダ)に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成されています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	(外務省 仮訳)	